野田市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年５月１０日

野田市長　鈴　木　　有

野田市規則第３２号

野田市長の事務を委任する規則の一部を改正する規則

野田市長の事務を委任する規則（昭和５６年野田市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第３項第１号中「農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和５５年政令第２８８号）第２条の規定による代位登記」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第２項の規定によりなお従前の例によるとされた同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）による登記」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。